

第 6 編

財 務

第1章 通 則

○奄美群島広域事務組合議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例

〔平成3年7月1日〕
〔条例第22号〕

改正 平成20年6月5日条例第1号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入若しくは売り払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

○奄美群島広域事務組合補助金等交付規則

〔平成3年7月1日〕
規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、奄美群島広域市町村圏域（以下「圏域」という。）におけるに
おける各種団体に対する補助金、助成金、補給金、奨励金、交付金その他これに類
するもの（以下「補助金等」という。）の交付に関する事務の取扱について基本的
事項を規定することによって、補助金等にかかる予算の執行及び補助金等の交付
の適正化を図ることを目的とする。

(執行上の責務)

第2条 補助金等にかかる予算の執行は、法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）
及び予算で定めるところに従い、公正かつ効率的でなければならない。

(他の法令との関係)

第3条 補助金等に関しては、他の特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定
めるところによる。

(補助対象団体)

第4条 補助金等の対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) 奄美群島広域事務組合（以下「組合」という。）の行政に協力し、これを
推進する団体又は組合の行政を補完する事業を行う団体
- (2) 圏域住民の福祉に密着し、かつ、公益的性格の強い事業を行う団体
- (3) 圏域の産業及び教育並びに体育の振興のため特に必要な研修又は事業を行
う団体

2 前項各号の一に該当する団体であっても次の場合は、対象としない。

- (1) 補助効果の認められないもの
- (2) 補助の額が零細なもの
- (3) 団体の収入で賄うべきものと認められるもの
- (4) 事業活動が不活発であり、単に運営費を補助するにすぎないと認められるも
の
- (5) 事業が類似する団体であって統合が必要と認められるもの

(団体の責務)

第5条 補助金等の交付を受けた団体は、補助金等交付の目的に従い誠実かつ効率
的にこれを使用し、その団体の事業活動の活発化に努めなければならない。

(補助金等の額)

第6条 補助金等の額は、その団体の事業の状況等を勘案し、毎年度予算の範囲内において定める。

(補助金等の交付申請)

第7条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に掲げる書類を添えて、管理者に対しその定める期日までに申請しなければならない。

(1) 団体の目的及び組織

(2) 団体の構成及び役員

(3) 当該年度の事業計画及び収支予算書(別記第2号様式)

(4) 前年度決算及び事業成績(未了の場合はその見込み、新たに組織された団体にあつて、前年度の実績のない場合は、不要)

(5) その他管理者が必要と認める書類

(補助金等交付の決定)

第8条 管理者は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当であると認めたときは、補助金等の交付を決定し、その旨を補助金等交付決定通知書(別記第3号様式)により申請人に通知する。

2 前項の場合において管理者は、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による通知(以下「決定通知」という。)を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、決定通知の内容又はこれを付された条件に不服があるときは、決定通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、管理者と協議して申請を取り下げることができる。

(事業内容の変更)

第10条 補助事業者は、第8条の決定通知を受けた事業内容について、次の各号の一に該当する変更要件を生じたときは、計画変更承認申請書(別記第4号様式)を管理者に提出してその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助金等の交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業等の内容を変更するとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の承認は、計画変更により事業費に変更を生じた場合には、補助金等変更交付決定通知書（別記第5号様式）、その他にあつては計画変更承認通知書（別記第5号様式の2）により通知する。

（工事の着工及び完成報告）

第11条 補助事業者は、補助事業のうち工事を伴うものについて、工事に着手したときは工事着手報告書（別記第6号様式）を、工事が完成したときは工事完成報告書（別記第6号様式）を直ちに管理者に提出しなければならない。

（事業の補助金等交付決定前着手）

第12条 補助金等の交付申請人が、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業に着手（以下「事前着手」という。）する必要がある場合には、事前着手承認申請書（別記第7号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、事前着手承認通知書（別記第8号様式）により通知する。

（関係書類の整備）

第13条 補助事業者は、補助事業等及び経費の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び書類を備えなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、30日以内に実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- （1）事業実績書
- （2）収支精算書（別記第2号様式）
- （3）その他管理者が必要と認める書類

（補助金等額の確定）

第15条 管理者は、前条の実績報告を受けた場合には、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、補助事業等の成果が補助金等交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付確定通知書（別記第10号様式）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第16条 補助事業者が補助金等を請求しようとするときは、請求書（別記第11号様式）に管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助金等の概算払いを受けようとするときは、補助金等概算払申請書（別記第12号様式）に請求書（別記第11号様式）及び管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、補助金等交付決定額の範囲内において補助金等を交付する。

(経費の流用の禁止)

第 17 条 補助事業者は、補助金等を当該補助事業等以外の目的に流用してはならない。

(監督及び指導)

第 18 条 管理者は、補助事業等について必要な監督及び指導を行うことができる。

(管理者の指示等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完成の見込みがないと認めるときは、その理由及び補助事業等の遂行状況を記載した書類を管理者に提出して、その指示を求めなければならない。

(財産処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、やむを得ず廃棄し、又は担保に供しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

(立入検査)

第 21 条 管理者は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員をして、補助事業の実施状況、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(決定通知の取消又は補助金等の返還)

第 22 条 管理者は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合には、決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 申請者その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 補助事業等の施行方法が不相当と認めたとき、又は完成の見込みがないと認めたとき。

(3) 補助事業等の施行について不正の行為があったとき。

(4) 補助事業等の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したとき。

(5) 決定通知の内容又はこれに付した条件その他管理者の指示に違反したとき。

(6) 前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたと

き。

(7) その他この規則の規定に違反したとき。

(準用)

第23条 教育委員会その他の行政委員会における補助金等の交付に関する事務の取扱いについては、別に定めのあるものを除くほか、この規定を準用するものとする。

(その他)

第24条 管理者は、この規則で定める手続き書類中、補助事業等に支障を及ぼさないものについては、省略することができる。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、補助金等の事務の取扱いに関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、交付の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

奄美群島広域事務組合管理者 殿

申請人 印

年度（補助事業等の名称）補助金等交付申請書

年度における（補助事業等の名称）の交付を受けたいので、奄美群島広域事務組合補助金等交付規則第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 交付申請額 円
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 添付書類
 - (1) 団体の目的及び組織
 - (2) 団体の構成及び役員
 - (3) 事業計画書
 - (4) 収支予算書
 - (5) 前年度決算及び事業成績
 - (6) その他

第2号様式（第7条関係，第14条関係）

収 支 予 算 書（収支精算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比較		備 考
			増	減	
補 助 金					
受益者負担					
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比較		備 考
			増	減	
計					

第3号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

殿

奄美群島広域事務組合
管理者 印

年度（ 補助事業の名称 ） 補助金等交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度（補助金等の名称）については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業に要する経費及び補助金
補助事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円
- 3 交付決定に付した条件

第4号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

奄美群島広域事務組合
管 理 者 殿

補助事業者 印

年度（補助事業等の名称）の計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金等交付決定通知のあった
上記事業計画を下記のとおり計画変更したいので、奄美群島広域事務組合補助金等
交付規則第10条の規定により承認くださるよう申請します。

記

- 1 計画変更の内容及び理由
- 2 変更事業計画書
別紙1のとおり
- 3 変更収支予算書
別紙2のとおり
- 4 補助金等交付決定通知書添付

（注）1 設計書を必要とするものは変更設計書を添付すること。

- 2 別紙1及び別紙2についてはそれぞれ補助金等交付申請書（別記第1号様式）に添付する。事業計画書及び収支予算書（別記第2号様式）を用いて作成すること。この場合において、変更にかかる部分は二段書きとし、変更前のものは括弧書きで上段に記載すること。

第5号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

殿

奄美群島広域事務組合管理者

印

年度（補助事業の名称）補助金等変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度（補助金等の名称）の計画変更については、申請のとおり承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定しました。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業に要する経費及び補助金

補助事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

- 3 交付決定に付した条件

（注） 補助事業に要する経費及び補助金等の額は、それぞれ二段書きとし、変更を下段に、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第5号様式の2（第10条関係）

番 号
年 月 日

殿

奄美群島広域事務組合管理者 印

年度（補助事業等の名称）計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった上記事業の計画変更は、
下記のとおりこれを承認します。

記

第6号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

奄美群島広域事務組合
管理者 殿

補助事業者 印

工事着手（完成）報告書

年度（補助事業等の名称）の工事を下記のとおり着手（完成）しましたので報告します。

交 付 決 定	年 月 日
事 業 種 目 (工種又は施設区分)	
着 手	年 月 日
完 成 (予 定)	年 月 日
事 業 主 体	
事 業 実 施 箇 所	
施 行 方 法 (請負の場合は、請負者の 住所、氏名など)	
事 業 量	
事 業 費	

第7号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

奄美群島広域事務組合
管 理 者 殿

申請人 印

年度（補助事業等の名称）事前着手承認申請書

年度において下記理由により事業を早期に実施したいので、承認くださ
るよう申請します。

記

- 1 事前着手の理由
- 2 事 業 名
- 3 事 業 箇 所
- 4 事 業 費
- 5 事 業 概 要
- 6 着手予定年月日
- 7 完成予定年月日

第 8 号様式（第 12 条関係）

番 号
年 月 日

殿

奄美群島広域事務組合管理者

印

年度（補助事業等の名称）事前着手承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった上記事業は下記の条件
を付して申請のとおり着手されることを承認します。

記

条件

- 1 当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合において，異議の
申し立てはしないこと。
- 2 事前施行であっても関係法令，規則等を遵守すること。

第9号様式（第14条関係）

番 号
年 月 日

奄美群島広域事務組合
管 理 者 殿

補助事業者 印

年度（補助事業等の名称）実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定に基づき上記事業を実施したので、奄美群島広域事務組合補助金等交付規則第14条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他

第 10 号様式（第 15 条関係）

番 号
年 月 日

殿

奄美群島広域事務組合管理者

印

年度（補助事業等の名称）補助金等交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった上記事業補助
金については、下記のとおり確定しました。

記

補助事業に要した経費及び補助金

補助事業に要した経費 金 円

補助金の額 金 円

第 11 号様式 (第 16 条関係)

請 求 書

一金 円

総 額	前回までの交付金	今 回 請 求 額	未 請 求 額
円	円	円	円

ただし、 年 月 日付け 第 号の補助金等交付決定(確定)通知書に基づく。

年度 事業補助金
上記のとおり請求します。

年 月 日

補助事業者 印
住 所
預金口座番号
当座
銀行 号
普通

奄美群島広域事務組合

管 理 者 殿

第 12 号様式 (第 16 条関係)

番 号
年 月 日

奄美群島広域事務組合
管 理 者 殿

補助事業者 印

年度 (補助事業等の名称) 補助金等概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金等交付決定のあった上記
事業補助金を下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

一金 円

事業費	補助金	概算払 受領済額	今回概算 払申請額	残 額
円	円	円	円	円

概算払を必要とする理由

○奄美群島広域事務組合奄美群島こども環境学習助成事業助成金交付要綱

〔令和3年8月13日〕
〔告示第2号〕

(趣旨)

第1条 奄美群島の島々は国立公園として指定されており、豊かで多様な自然環境と固有で希少な動植物からなる生態系、そして人と自然のかかわりから生まれた文化景観が残されている。また、その一部は世界自然遺産に登録され、現代を生きる我々は、奄美群島の自然を世界の宝として後世に引き継いでいかなければならない。

そのため、奄美群島の自然環境に関する環境学習活動や保全活動により子供たちの意識向上を図ることを目的として、当該事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、奄美群島広域事務組合補助金等交付規則（平成3年7月1日規則第16号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 奄美群島の子供たちの環境学習活動（学習会又はフィールドワーク）

(2) 奄美群島の子供たちが参加する環境保全活動（外来種駆除、清掃活動、植栽活動）

2 助成対象事業は子供が主たる参加者であるが、保護者等大人が参加することを妨げるものではない。

3 本要綱中、子供とは18歳以下の者をいう。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付を受けることができる団体（以下「助成対象団体」という。）は、前条に掲げる事業を行おうとする奄美群島内に住所を有する民間団体等とする。

(助成対象経費及び助成金額)

第4条 助成対象経費は、第2条1項に規定する事業の実施に必要な経費とする。

ただし、備品購入費、食糧費、参加者に対する人件費及び旅費は対象外とする。

2 助成金額は、助成対象経費の額、または200千円のいずれか少ない額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、奄美群島こども環境学習助成事業助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）を管理者へ提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 管理者は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、奄美群島こども環境学習助成事業助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により助成対象団体に対し、通知するものとする。

2 管理者は、奄美群島内の12市町村それぞれで各1件以上の交付決定となるよう配慮するものとする。

(実績報告)

第7条 助成対象団体は、事業が完了したときは、30日以内に奄美群島こども環境学習助成事業助成金実績報告書（別記第3号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 事業実施状況写真（データ含む）
- (2) 参加者アンケート（別記第4号様式）
- (3) 証拠帳票類の写し

(助成金の額の確定)

第8条 管理者は、前条の実績報告を受けた場合には、関係書類を審査し、事業の成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、奄美群島こども環境学習助成事業助成金交付確定通知書（別記第5号様式）により助成対象団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成対象団体が助成金を請求しようとするときは、奄美群島こども環境学習助成事業助成金交付請求書（別記第6号様式。以下「請求書」という。）を管理者に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月13日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

奄美群島広域事務組合 管理者 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

奄美群島こども環境学習助成事業助成金交付申請書

奄美群島こども環境学習助成事業を実施したいので、下記のとおり助成金を交付されるよう、奄美群島こども環境学習助成事業助成金交付要綱第5条の規定により、申請します。

記

1 事業の種類		<input type="checkbox"/> 奄美群島の子供たちの環境学習活動 <input type="checkbox"/> 奄美群島の子供たちが参加する環境保全活動			
2 事業概要	日時	年 月 日 時～ 時			
	場所				
	対象者				
	内容				
3 招聘する専門家※講師を招聘する場合のみ		氏名			
		分野			
4 参加人数（予定）		子供： 人	大人： 人	計： 人	
5 助成金交付申請額		金 円			
6 収支内訳 （単位：円）	収入の部	内容		金額	
		助成金			
		参加料			
	収入の部 計				
	支出の部	内容		金額	
支出の部 計					

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

奄美群島広域事務組合管理者

印

奄美群島子ども環境学習助成事業助成金交付決定通知書

○年○月○日付けで申請のあった奄美群島子ども環境学習助成事業助成金については、奄美群島子ども環境学習助成事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 助成事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 2 | 助成金の額 | 金 | 円 |

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

奄美群島広域事務組合 管理者 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

奄美群島子ども環境学習助成事業助成金実績報告書

○年○月○日付第○号の交付決定通知に基づき奄美群島子ども環境学習助成事業を実施したので、奄美群島子ども環境学習助成事業助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業の種類		<input type="checkbox"/> 奄美群島の子供たちの環境学習活動 <input type="checkbox"/> 奄美群島の子供たちが参加する環境保全活動	
2 事業概要	日時	年 月 日 時～ 時	
	場所		
	対象者		
	内容		
3 招聘する専門家 ※講師を招聘する場合のみ		氏名	
		分野	
4 参加人数（予定）		子供： 人	大人： 人 計： 人
5 助成金交付申請額		金 円	
6 収支内訳 （単位：円）	収入の部	内容	金額
		助成金	
		参加料	
	収入の部 計		
	支出の部	内容	金額
支出の部 計			

第4号様式（第7条関係）

助成対象団体名：_____

奄美群島子ども環境学習助成事業 参加者アンケート

事業に参加した感想を記入してください。

氏名：_____

年齢：_____

※ 本アンケートは、奄美群島広域事務組合ホームページ等で公表することがあります。その際、氏名・年齢等個人が特定される内容は伏せて公表いたします。

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

奄美群島広域事務組合管理者 印

奄美群島こども環境学習助成事業助成金交付確定通知書

○年○月○日付けで実績報告のあった奄美群島こども環境学習助成事業助成金については、奄美群島こども環境学習助成事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 助成事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

奄美群島広域事務組合 管理者 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

奄美群島こども環境学習助成事業助成金交付請求書

○年○月○日付第○号により交付確定通知を受けた奄美群島こども環境学習助成事業助成金について、奄美群島こども環境学習助成事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

<預貯金口座>

金融機関名

支店名

口座番号（普通・当座）

口座名義人（カナ）

口座名義人（漢字）

○奄美群島広域事務組合イベント補助金交付要綱

〔令和5年3月29日〕
〔告示第2号〕

(目的)

第1条 奄美群島広域事務組合補助金等交付規則（平成3年奄美群島広域事務組合規則第16号。以下「交付規則」という。）第25条の規定に基づき、奄美群島広域事務組合の奄美TIDAネシア基金特別会計に計上する市町村・民間イベント補助金（以下「イベント補助金」という。）について、公正かつ公平な執行に努めるため、この要綱を制定する。

(他の法令との関係)

第2条 イベント補助金に関しては、この要綱に定めるものを除くほか、関係法令の定めるところによる。

(対象イベント)

第3条 イベント補助金の対象となるイベントは、次に掲げる事項を満たさなければならない。

(1) 開催地の市町村と区域外との人・物等の連携・交流の拡大又は創出が図られるイベント

(2) 市町村の主催又は共催（実行委員会構成員の場合を含む。）、若しくは後援するイベント

(イベント補助金の額及び件数)

第4条 イベント補助金の額及び件数は、予算の範囲内において、申請団体に付き1件とし、イベントに要する経費の6/10以内の額とする（千円未満の端数は、切捨て）までとする。ただし、1件につき13万5千円を上限とする。

2 臨時的なイベント、又は管理者が特に必要と認めた場合は、限度額を超えて補助することができる。

(イベント補助金の申請時期)

第5条 イベント補助金を受けようとする者は、実施月の前月末日までに申請しなければならない。

(その他)

第6条 交付規則及びこの基準に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、奄美群島広域事務組合イベント補助金交付基準の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○奄美群島広域事務組合財政状況の公表に関する条例

〔平成3年7月1日〕
〔条例第20号〕

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表については、この条例の定めるところによる。

(公表の期日)

第2条 財政状況の公表は、毎年5月末日及び11月末日に行うものとする。

2 管理者は、天災その他避けることのできない事故により前項の期日に財政状況を公表することができないときは、その事故のやんだ日から1月以内に公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により、5月末日に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、財政の動向及び管理者の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の概況
- (2) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (3) その他管理者において必要と認める事項

2 前条第1項の規定により、11月末日に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。

3 管理者は、財政状況の記載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書を、その附表として添付することができる。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、奄美群島広域事務組合公告式条例（平成3年条例第1号）に準じてこれを行う。

2 財政状況は、前項の規定によるほか、何人も、公表の日から6月間奄美群島広域事務組合事務局において閲覧することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は、管理者が

定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。